

技術部技術職員の所属グループの異動希望に対する対応

(平成20年11月10日技術部実務管理委員会承認)

技術部技術職員の所属グループの異動について、以下の要項に基づくことを原則とする。

1. 所属グループの異動希望者は、異動理由を明記した「グループ異動願」を技術長に提出する。
2. 異動希望に伴う面談を当該グループ長及び技術長が行い、異動が妥当と判断した場合は、運営委員会の承認を得て、技術部長が決定する。
3. 異動時期は、原則として年度初めとする。但し、特別な事由によっては、異動の時期をその都度定める。
4. グループ長の所属グループ異動については、別途定める。